

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	家畜保健衛生所設置条例	法令番号	昭和 25 年 第 24 号
手続名	手数料の減免	根拠条項	第 7 条
審査基準	<p>知事は、経済事情その他やむを得ない理由により、手数料を減免することが必要であると認めるときは、手数料を減免することができる。</p>		
受付 機関	家畜保健衛生所	処理 機関	家畜保健衛生所
交付 機関	家畜保健衛生所	標準処理期間	5 日
		標準経由期間	日
		目次	